# クレジット契約について(ご注意)

下記の内容をよくお読みになりましてから申込書にご記入ください。

# I. 本書面と申込書をよく読みましょう

- ●クレジット契約(立替払契約)の内容を明らかにした書面(以下「申込書」といいます。)をよくお読みください。
- ●「申込書」には、クレジット契約(立替払契約)についての重要な事項が記載されています。

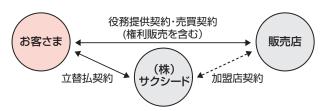
ご不明な点については、株式会社サクシード(以下「当社」といいます。)へ直接おたずねください。

なお、役務提供契約・売買契約(サービスやサービスを受ける権利および商品に関すること。)については、役務提供事業者等(以下「販売店」といいます。)にお問合せください。

●「本書面 |と「申込書 |は大切に保管しておいてください。

# Ⅱ. クレジット契約の仕組み

この仕組みは、お客さまと販売店の間の役務提供契約・売買契約の代金等の決済手段として、現金支払に代わってクレジット(立替払)制度を利用する場合のものです。



- ●お客さまがこの仕組みを利用して販売店からお買物等(役務の提供・権利や商品の購入)をされるときは、まず、お客さまからのお申込みを受けた販売店が当社に連絡をとり、当社がお客さまの審査をさせていただきます。
- ●当社がお客さまのお申込みを承諾(立替払契約が成立)したときは、お客さまと販売店との役務提供契約または権利や商品の売買契約により、お客さまが販売店に一括して支払うことになる前払代金は当社がお客さまの委託により販売店に一括して立替払いいたします。
- ●お客さまは、販売店への一括立替払代金に手数料を加えた額を 当社にお支払いいただくことになります。

# ■[ご注意]

- \*1.お支払先は、当社です。
- \*2.契約はお客さま自身のものです。
  - かりにお客さまが単に名義を貸しただけでも、お客さまに支払 の責任があります。どんなに親しい人からたのまれても、他人 に名義を貸すのは、絶対にやめましょう。
- \*3.商品を返品する場合や売買契約等を解除したり、取消する時は、当社にもご連絡ください。
- \*4.お客さまが事業のために又は事業として、商品の購入や役務 の提供を受ける場合は、消費者契約法の適用はありません。

また、この場合、原則として割賦販売法の支払停止の抗弁権もありません(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約は除く。)ので注意してください。

- \*5.ご住所を変更される場合は、遅滞なく当社へご連絡ください。
- \*6.「勧誘方法等確認のお願い」をよくお読みください。
- \*7.審査のため、当社からお客さまの資産状況や販売店の販売方法など割賦販売法で定める事項について別途確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

# Ⅲ.勧誘方法等確認のお願い

クレジットのお申込みにあたって、お客さまが不利益を被らないために、売買契約等に係る以下の内容についてお客さま自らご確認願います。また、本内容につきましては、割賦販売法に基づきクレジット会社である当社から確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、当社からの確認時には、申込書をお手元にご用意願います。

- 1.お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。
- (1)お申込みいただく商品・サービス(授業・教材等を含む)等は 申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載され ていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
- (2)お客さまが購入される商品の必要とする数量(授業の場合は期間)は、ご自身で決められたものですか。
- (3)商品及びサービスの内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレット等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのにあたかも確実であるような説明をうけていませんか。
- 2.クーリングオフ、中途解約の内容についてご確認ください。
- (1)クーリングオフのお知らせをご覧になりましたか。
- (2)原則として、申込書記載の「申込年月日」の日付が起算日となります。
- (3)中途解約(特定継続的役務提供の場合)について記載された書面をご覧になりましたか。
- 3.販売店による以下の行為は、法律で禁止されていますのでご確認願います。
- (1)勧誘時に嘘をつくこと(不実告知)。
- (2)消費者にとって不利な事実があっても、わざと言わないこと (事実不告知)。
- (3)脅迫まがいに契約を迫ること(威迫、困惑)。
- (4)契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示を示したにもかかわらず契約するまで帰さないこと(不退去、退去妨害)。
- (5)「クーリングオフはできない」と嘘を言うこと、威迫して困惑させることなどによりクーリングオフを妨害すること。
- (6)虚偽・誇大説明をすること。

# Ⅳ. 特定継続的役務提供取引について

1.販売方法を問わず、以下の業種に関する役務提供契約(役務の提供を受けることのできる権利の売買契約を含みます。)およびこの契約に際して締結された下記2.記載の関連商品の売買契約を特定継続的役務提供取引といいます。

# 本書面とお客様控は必ずお客様にお渡しください

- ①エステティックサロン:人の皮膚を清潔にし、もしくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うものであって、役務提供期間が1ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ②語学教室等:語学の教授【③、④のための学力の教授を除く】を 行うものであって、役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額 が5万円を超えるもの
- ③学習塾:入学試験に備えるための又は学校教育の補習のため小学生、中学生、高校生を対象とした学力の教授を、役務提供事業者の事業所等(以下塾)で行うものであって、役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ④家庭教師派遣等:入学試験に備えるための又は学校教育の補習のための学力の教授を塾以外の場所(家庭等)で行うものであって、役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ⑤パソコン教室等:電子計算機又はワードプロセッサーの操作に関する知識又は技術の教授であって役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- ⑥結婚相手紹介サービス:結婚を希望する者への異性の紹介であって役務提供期間が2ヶ月を超え、その契約金額が5万円を超えるもの
- 2.関連商品は、以下の商品になります。販売業者の氏名、名称、住所 等は42条書面に記載されています。
- (1)前項①の場合、健康食品類(医薬品を除く。以下同じ)、化粧品、石けん(医薬品を除く。以下同じ)、浴用剤、下着、美顔器、脱毛器。ただし、健康食品類、化粧品、石けん、浴用剤については、使用または消費したときはクーリングオフできません。なお、販売店がお客さまに商品を使用させまたは消費させた場合はこの限りではありません。
- (2)前項②~④の場合、書籍、学習用ソフト類、ファクシミリ、テレビ電話。
- (3)前項⑤の場合、書籍、学習用ソフト類、パソコンおよびワープロならびにこれらの附属品。
- (4)前項⑥の場合、真珠、貴石、半貴石、指輪、装身具。

# V. 訪問販売または電話勧誘販売について

- 1.以下のような場合でお申込みされたときは訪問販売となります。
- ①住居や職場を訪問された場合
- ②お店以外の場所における1日程度の展示会等でお申込みをされた場合
- ③路上・通路等または喫茶店等で呼びとめられた場合
- ④本来の目的(役務の提供や商品の販売等)を告げられずに呼び出 された場合
- ⑤ 「特にあなただけ選ばれた」などといった著しく有利な条件で呼び出され、または電話をかけさせられた場合
- 2.以下のような場合でお申込みされたときは電話勧誘販売となります。
- ①お店からの電話勧誘によりお客さまが郵便等(電話・ファクシミリ・電子メール等を含む)でお申込みされた場合
- ②本来の目的(役務の提供や商品の販売等)を告げられずに誘引され電話をかけさせられた場合

お客様控え A-1 S-01

- 3.上記1·2の場合でも次の①から③の場合は訪問販売に、④⑤の場合は電話勧誘販売になりません。
- ①お客さまの方から訪問するよう依頼した場合
- ②お客さまがお申込みをされたお店と過去1年以内に、店舗がある場合は1回、店舗がない場合は2回以上お取引のある場合
- ③職場管理者の書面による許可を受けた業者に職場でお申込みされた場合
- ④お客さまの方から申込みの意思をもって電話をかけるよう依頼した場合
- ⑤お客さまがお申込みされたお店と過去1年以内に、2回以上お取引のある場合

# VI.役務提供契約等の中途解約のご注意

- 1.特定継続的役務提供取引については、クーリングオフ期間を経過した後でも理由の如何を問わず中途解約することができます。ただし、クーリングオフの場合、違約金は一切不要ですが、中途解約(クーリングオフ期間経過後の解約)については、解約までの間に提供を受けた役務に相当する対価に加え、各販売店の定めた解約違約金を支払う必要があります。販売店の交付する特定商取引法第42条に基づく書面に計算方法を含めて記載されていますので、そちらをご覧ください。
- 2.中途解約の場合、クレジット代金についても精算していただきますが、お客さまと販売店だけの合意で精算はできません。必す当社までご連絡ください。
- 3.申込者の都合による中途解約の場合、申込者は、当社に対して、解約事務取扱費用として3,000円+消費税を支払うものとします。また、中途解約時点で販売店により既に提供済みの役務に対応する金額及び当社所定の手数料のうち、申込者が支払をしていない金額についても、申込者は当社に対して支払うものとします。
- 4.中途解約の方法、残額の支払等、クレジット代金の処理が不明な場合についても当社までお問合わせください。

# VII.申込者販売店間の契約中途解約

- 1. 申込者は、申込者販売店間の契約が、特定商取引法に定める特定継続的役務提供契約または特定権利販売契約に該当する場合は、販売店に対し申込者・販売店間の契約(特定商取引法に定める関連商品以外の商品などの売買契約は除く。以下に同じ)の中途解約を申し入れることができます。
- 2. 申込者は、1.に定める中途解約を申し入れる場合には、販売店への解約通知を行うとともに、当社に対し解約の事実を通知してください。
- 3. 当社は1.の中途解約があった場合は、当社が販売店へ支払い済みの中途解約にかかる立替金が販売店から当社に返還されたときは、申込者が当社に支払い済みの分割支払金の全部または一部を申込者・販売店間の契約により申込者が販売店に支払うべく金銭の支払いに充てることとします。充当後なお不足のある場合は、申込者は、販売店に直ちに不足額を支払うものとします。
- ただし、販売店がこれと異なる清算方法を定めている場合は、この限りではありません。
- 4. 2.および3.にかかわらず、申込者が当社に対する債務を完済した後に販売店との間で中途解約を行った場合は、申込者は直接販売店との間で清算手続きを行ってください。

5. 3.により立替金が販売店から当社へ返還されない場合は、申込者は、すでに提供を受けた役務相当額を超えて分割金を支払い済みのときでも、その差額の返還を当社へ請求できないものとします。

# Ⅷ.適用除外について

- 次の場合には、クレジット契約のクーリングオフはできませんので、 ご注意ください。
- ①営業のために若しくは営業としてお申込みされた場合。
- ②自動車の販売又はリースを受けた場合。
- ③葬儀サービスを受けた場合。
- ④下記商品を使用し若しくはその全部又は一部を消費したとき(販売店がお客さまに使用させ若しくはその全部又は一部を消費させた場合はこの限りではありません)

はきもの、布地、不織布、壁紙、歯ブラシ、化粧品、健康食品、防虫 剤、殺虫剤、防臭剤、毛髪用剤、コンドーム、生理用品、石けん(医 薬品を除きます)、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワック ス、靴クリーム、配置薬。

- ⑤販売店がその従業員に対して行う取引の場合。
- ⑥商品が不動産の場合。
- ⑦金融商品取引法、旅行業法、宅地建物取引業法など特定商取引法 以外の他の法律によって消費者保護が図られている商品やサービスの取引の場合。
- ⑧割賦販売法および特定商取引法の指定権利でない場合。
- ⑨翌月1回払いの場合。
- ⑩その他割賦販売法および特定商取引法の適用を受けない場合。
- 2.上記①から⑧および特定商取引法の適用を受けない取引の場合、 売買契約等のクーリングオフはできませんので、ご注意ください。

# 以.その他消費者保護規定について

- 1.販売店が、特定継続的役務提供、訪問販売または電話勧誘販売に係るクレジット契約の勧誘にあたって、不実のことを告げたことにより誤認し、又は故意に事実を告げなかったためにその事実がないと認識して、クレジット契約の申込み又は承諾したときは、そのクレジット契約(意思表示)を取消すことができます。ただし、次の場合には、クレジット契約の取り消しはできませんのでご注意ください。
- ①Ⅷ.適用除外について1①、⑤~⑩に該当する場合
- ②追認できる時から6ヶ月間取消しを行わない場合又はクレジット契約を締結した時から5年を経過した場合
- 2.訪問販売でクレジット契約のお申込みをされ、その申込みが次の① 又は②に該当する場合、クレジット契約の締結から1年間は、クレジット契約の申込みの撤回又は解除を行うことができます。
- ①販売店の1回の販売が、日常生活で通常必要とされる分量・回数・ 期間を著しく超える商品等の契約(過量販売)となる場合。
- ②過去のお客様の購入等の累積から、販売店の当該販売行為に よって過量販売になる場合又はすでに過量であることを知りなが らさらに販売する場合。

ただし、次の場合には、過量販売に係るクレジット契約の解除はできませんので、ご注意ください。

- ①適用除外について1①、⑤~⑩に該当する場合
- ②お客さまに売買契約等の締結を必要とする特別の事情があった 場合。

# X.支払い停止の抗弁について

お申込みの内容第12条支払停止の抗弁に記載の申出をされるときは、次のことを確認してください。

- 1.役務や商品等に問題があるときは…
- 次のような場合は、まず販売店(申込書表面に記載されています。) へご連絡のうえ、交渉してください。
- ①役務の提供や商品等の引渡しをしてくれない。
- ②商品に欠陥(瑕疵)がある。
- ③役務の提供内容に問題がある。
- ④見本・カタログ等と役務内容・現物が違う。
- ⑤商品の販売条件となっている役務を提供してくれない。
- ⑥勧誘を拒否しているのにもかかわらず、再勧誘された。
- ⑦通常必要とされる分量を著しく超える販売・役務提供をされた。
- ⑧その他契約内容等に問題がある。
- 2.販売店との間で問題が解決しないときは…
- ①販売店と連絡がとれなかったり、連絡がとれても1.の問題が解決しなかったとき、売買契約等のクーリングオフや取消しの申出に応じてくれなかったときは、下記当社にご連絡ください。
- ②お客さまは、販売店との間で問題が解決するまでは、当社からの代金請求に対し、その支払を停止することができますので、その旨を当社にお申出ください。(問題の内容によっては、停止できない場合があります。)
- ③「支払停止の抗弁」、「その他の消費者保護規定について」に関するお申出の際には、「支払停止のお申出の内容に関する書面」にお申出内容をご記入のうえ、当社宛ご提出いただくようご協力をお願いいたします。同書面の用紙は、当社にご連絡いただければすぐにご送付いたします。

# XI.その他注意事項

- 1.下記の変更があった際は、直ちに当社まで変更の旨お届け下さい。 ※お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせが届かない 場合もありますのでご注意下さい。
- (1) お引越し等で住所が変わった場合
- (2) 氏名、連絡先、勤務先が変更になった場合
- (3) お引落しの口座に変更があった場合
- 2.当社は、毎月26日(土日祝日の場合は翌営業日)にご登録口座よりお 引落しさせて頂きます。通帳記帳の請求名義は「MHF)サクシード」 で記載されます。
- 3.申込者が本契約所定の支払期間の中途で残金全額を一括で支払う場合(以下「早期完済」という。)、本契約所定の分割払手数料の減額はなく、申込者は、当社に対し、早期完済時点における残金及び本契約所定の分割払手数料全額を支払うものとします。

〈商品・役務等のお問合せ先〉

KIREIMOコールセンター TEL:0120-444-680

〈お問合せ相談窓口〉

株式会社 サクシード 総合管理部 お客様相談担当 東京都港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門south 11階

TEL: 03-6450-1672

(クレジットのご確認は上記番号からご連絡させていただきます。)

FAX: 03-6435-7728 MAIL: support@succead.co.jp

# クーリングオフのお知らせ

# クレジット契約のクーリングオフのお知らせ

1.特定継続的役務提供取引、訪問販売または電話勧誘販売でお申込みをされた場合、本書面を受領した日を含む8日間は書面によりクレジット契約の申込みの撤回または解除(以下「クレジット契約のクーリングオフ」といいます)ができます。

なお、販売店または当社が、クレジット契約のクーリングオフに関して不実のことを告げたことにより、誤認し、または威迫され困惑してクレジット契約のクーリングオフをしなかったときは、あらためてクレジット契約のクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクレジット契約のクーリングオフができます。ただし、「哑.適用除外について」の各号に該当する場合には、クレジット契約のクーリングオフはできませんのでご注意ください。

2.クレジット契約のクーリングオフは、クレジット契約のクーリングオフをする旨の書面を当社に発信した時に効力を生じます。下図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、当社宛に郵送して下さい。(簡易書留扱いが確実です。)



- 3.クレジット契約のクーリングオフをしたときは、同時に売買契約または役務提供契約の申込みの撤回または解除(以下「売買契約等のクーリングオフといいます)もしたものとみなされます。ただし、クレジット契約のクーリングオフをする旨の書面において、売買契約等のクーリングオフをしない旨を記載している場合は、この限りではないものとします。
- 4.当社がクレジット契約のクーリングオフをする旨の書面を受領したときは、ただちに販売店に対して その旨を通知するものとします。
- 5.クレジット契約のクーリングオフをした場合、当社に対し、損害賠償または違約金を支払う必要はありません。
- 6.クレジット契約のクーリングオフおよび売買契約等のクーリングオフをした場合
- ①販売店に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。また、商品の引き取りや権利の 返還に要する費用は販売店の負担となります。
- ②訪問販売により商品を使用し、役務の提供を受けまたは指定権利の行使により施設を利用した場合でも、当社や販売店に対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
- ③電話勧誘販売により役務の提供を受け、または指定権利の行使により施設を利用した場合でも、 当社や販売店に対し、その対価または権利の行使により得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。
- ④当社や販売店に支払った金銭は速やかにその相手方から返還を受けられます。

⑤役務の提供にともない土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で原 状回復を販売店に請求できます。事項をご記入の上、販売店宛に郵送してください(簡易書留扱 いが確実です)。なお、関連商品の販売業者が販売店と異なる場合は、関連商品の販売業者にも 別途通知する必要があります。また、当社宛にも同様のハガキ(普通郵便)を郵送してください。売 買契約、役務提供契約等についてクーリングオフをしても、同時にクレジット契約のクーリングオ フをしたことにはなりませんので、ご注意ください。

# 売買契約、役務提供契約等のクーリングオフのお知らせ

- 1.特定継続的役務提供取引、訪問販売または電話勧誘販売でお申込みをされた場合、販売店から特定 商取引法の規定による書面を受領した日を含む8日間は、書面により無条件に売買契約、役務提供契 約およびこの契約に際して契約された売買契約を解除(クーリングオフ)することができます。
- 2.売買契約、役務提供契約等のクーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、あらためてクーリングオフをできる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、売買契約、役務提供契約等のクーリングオフができます。但し、「VIII.適用除外について」2.1に該当する場合は、売買契約、役務提供契約等のクーリングオフができませんので、ご注意ください。
- 3 クーリングオフの効力は、書面を発信したときから生じます。下図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、販売店宛に郵送してください(簡易書留扱いが確実です)。なお、関連商品の販売業者が販売店と異なる場合は、関連商品の販売業者にも別途通知する必要があります。また、当社宛にも同様のハガキ(普通郵便)を郵送してください。売買契約、役務提供契約等についてクーリングオフをしても、同時にクレジット契約のクーリングオフをしたことにはなりませんので、ご注意ください。





- 4 クーリングオフした場合は、次のとおりとなります。
- ①販売店に対し損害賠償や違約金を支払う必要はありません。また商品の引き取りや権利の返還に要する費用は販売店の負担となります。
- ②役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも、当該契約にもとづく対価を支払う必要はありません。また、すでに商品代金や対価を支払われている場合はすみやかに販売店から返還を受けることができます。

# ご 注 意 ください

売買契約等のクーリングオフをしても、同時にクレジット契約のクーリングオフをしたことにはなりません。売買契約等とクレジット契約のクーリングオフをする場合は、株式会社サクシードへもクーリングオフする旨の書面を郵送してください。

# 個人情報の取扱いに関する同意条項(1)

# 第1条(個人情報の収集・利用・保有)

契約者(申込者、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ。)は、株式会社サクシード(以下、「当社」といいます。)との本契約(本申込を含みます。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含みます。以下、「個人情報」といいます。)を、本契約の与信ならびに与信後の管理(以下、併せて「与信業務」といいます。)のため、当社が保護措置を講じたうえで収集、利用し、当社が定める)相当な期間保有することに同意します。

- ①属性情報:本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、 電話番号、携帯電話番号、勤務先内容、家族構成、住居状況等、契約 者の属性(変更情報を含みます。)に関する情報とします。 ただし、転居先調査のために必要がある場合には本籍地情報を収
- 集、利用することがあります。
- ②契約情報·契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名·役務名·権利名およびその数量·期間·回数、契約金額、分割手数料、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等
- ③取引情報:本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の状況および履歴その他取引の内容
- ④支払能力判断情報:契約者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に 当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等
- ⑤本人確認情報:契約者の運転免許証、パスポート、健康保険証、住民 票等の写し、その他公的機関が発行する書類に記載された事項
- ⑥映像·音声情報:個人の肖像·音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの
- ⑦公開情報:官報、電話帳、住宅地図等に公開されている情報

## 第2条(個人情報の与信業務以外の利用)

- 1. 契約者は、当社が当社のクレジット事業、集金代行事業、融資事業、保証事業およびその他金融サービス事業における以下(1)および(2)の目的のために第1条①②③⑥の個人情報、以下(3)の目的のために第1条①②③⑤⑥を利用することに同意します。
- (1)当社内部における市場調査および分析、ならびに金融商品等およびサービスの研究・開発
- (2) お客さま向け企画・宣伝・印刷物の送付または電話等によるサービスのご案内
- (3)契約または法律に基づく権利の行使、義務の履行
- 2. 契約者は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

# 第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

- 1. 契約者は、当社が契約者の支払能力・返済能力の調査のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下、「加盟先機関」といいます。) および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下、「提携先機関」といいます。)に照会し、契約者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。
- 2. 加盟先機関の名称、住所、電話番号は以下のとおりです。

(割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先:0120-810-414

ホームページ(http://www.cic.co.jp/)

3. 契約者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が加盟先機関に、以下に定める期間登録され、加盟先機関および提携

先機関の加盟会員により契約者の支払能力·返済能力の調査のために利用されることに同意します。

項目 会社名	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
本契約に係る 申し込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る 客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を 延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

4. 当社が加盟する個人信用情報機関(株)シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

①名 称:全国銀行個人信用情報センター(略称:KSC)

住 所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 お問合せ先:03-3214-5020

ホームページ(http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)

②名 称:株式会社日本信用情報機構(略称:JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所:〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 お問合せ先: 0570-055-955

ホームページ(http://www.iicc.co.ip/)

5.上記2に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録 する情報は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。

契約の種類、契約日、契約額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。

利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

6.契約者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が加盟先機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、また、加盟先機関の加盟会員に提供されることに同意します。

# 第4条(個人情報の提供・利用)

契約者は、当社が以下の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供することおよび当該第三者が提供の趣旨に従った以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1)提供する第三者:

金融機関、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下、これらを総称して「金融機関等」といいます。)

第三者の利用目的:

当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡 および担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合 の債権ならびに権利の保全、管理、変更および行使のため。

提供する個人情報:第1条の個人情報のうち必要な範囲。

- (2)提供する第三者:契約者が利用する販売店(役務提供事業者) 第三者の利用目的:
  - ①本契約および商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく契約者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止および調査・解決のため。
  - ②本契約の精算のため。
  - ③商品、役務等の宣伝物·印刷物の送付等による営業案内のため。
  - ④商品開発、市場動向調査研究のため。

提供する個人情報:第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。

# 第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 契約者は、当社が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で当社に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。なお、当社に開示を求める場合には、第9条のお問合せ先にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

ただし、当社または第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。

2. 当社の保有する契約者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

ただし、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。

3. 当社が加盟先機関に提供した個人情報の開示を求める場合には、 第3条の当該加盟先機関に連絡してください。

なお、開示・訂正・削除については、当該加盟先機関の定めに従うものとします。

# 第6条(本同意条項に不同意の場合)

に本契約をお断りすることはありません。

当社は、契約者が、本契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含みます。)の内容の全部もしくは一部に同意できない場合は、本契約の締結を断ること、または当社で解約の手続きをとることができるものとします。ただし、第2条1項(2)に同意しない場合でも、当社は、これのみを理由

# 第7条(利用中止の申出)

契約者は、第2条1項(2)の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。

ただし、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含みます。)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

# 第8条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第3条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

なお、第1条の当社が収集、保有した申込書などの個人情報についても、第3条3.に示す期間保有し、保存期間の終了により破棄いたします。

# 第9条(お問合せ・ご相談窓口)

1.本条項に関するお問合せおよび第5条の開示・訂正・削除の請求ならびに第7条の利用中止の申出、その他個人情報に関する苦情やご相談等につきましては、以下の「お問合せ相談窓口」にお申出ください。

# 【お問合せ相談窓口】

株式会社サクシード 総合管理部 お客様相談担当 〒105-0003 東京都港区西新橋3-13-7 VORT虎/門south 11階 TEL: 03-6450-1672 FAX: 03-6435-7728 (受付時間:平日 AM11:00~PM7:00) 個人情報保護管理者: 経営管理本部担当役員

## 第10条(条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

			契約番号		申込者およ   みの内容]   いに関する	び連帯保証 こ関する条 司意条項」	正人予定 項および こ同意の	者は、裏面 が「個人情 上、申込み	可お申込 報の取扱 ∙をします。	お	申	込(	り	内容	(お	字様	控	え)		:段の
※ 申 込	お名前	フリガナ (姓)			(名)			2枚目に	性別	生	年 ,	月日	0	お申込年月日	西暦 20	)	年	月		日
申込者欄は①	刖(自署)	(XI)						ご捺らください	[] (1) 男	西暦	日	年 ( 才)	特 42	定商取引に関する法律 2条第2項、又は第3項	第 受領年月	目		年	月	日
①~⑤まで該当する項目にもれなくご記入ください	) ご 企 所	フリガナ	_	)	!			       ※住所は団	 ]  地名、マンショ	   ン名、アパート名			A	役務(商品・権利 製造者・種物	)名、商標又は 原又は形式 (	数量 (回数)	金	額	(円)	
T する 盾	お 携	帯電話 (	,	)	_		自宅電話	i (	)		_		В	3						
信にもれ	_	?賃・住宅  一ン負担	有・	無ご家族	(1)配偶者 (3)子供(	有 · 無 人)·無	(2)親同	居有・	悪 生活	D収入で を営んで る 人 数 -生計人数)	人含む	人	С							
なくご	~ -, ± 23	人住まいの方 実家又はご道	終						(1)実家 (2)その他	電 (		)	⊩	①現金価格 —————						+
記入	白先	をご記入くださ	が。所						(2) (0)	) 話		-	⊩	② 頭 ————— ③ 残	金(申込:					+
くださ	お	ご職業	(1)会社	員 (2)公利	務員 (3)自営	(4)契約	勺·派遣	(5)ノパー	ト・バイト	(6)専業	主婦	(7)学生		④分割 担	」	料				+
()	勤め	-	フリガナ					(		)	年収	(税込)		⑤ 分割支払金	合計 (③+	4)				
	先	名称					話		_			万円		⑥ 支 払 総	額(②+	5)				
	0	フリーガナー									1	金融機関お届印		お支払回数		回 お	支払日	毎	月26	日
ان ع	3 民間金	預金者		_ : : :		ž	去人名義の均	場合は、肩書	き及び代表者	名までご記入し	Fさい。	3枚目に	ll⊢	支払期間	年	月	~		年	月
4 どちらか	717	金融		銀行:信	用金庫			きらか一方を〇印)	口座番号	数字のみ右詰でご記入	ください。)	で捺印ください。		お支払方法	口座	振替		•	振込	
1	機座関	機関 金融 コー	機関	信用組合·農 労働金庫	店番号	出張所 ] 振替[	普通・総合口座)	2. 当座	機関休業	∃の場合は	30 学業に	3)		第1回分割支	払金				×	1 🖻
つをご指	4			ド 記号(6桁)	目がある場合は※欄にご記入くだ	Z(1/°)) =		(右詰でご記		払 26	E K	かうちょ銀行へのお届印	اِ	第2回以降分割	支払金			0	X	
指定ください	ゆうちょ銀河が通転名		6 3 0	)   1	0					日(金融機関 場合は翌年 払込先加入を ずほファクターを	者名	3枚目に ご 捺 印 ください。	1 1	販売・提携の 条件となる 役務・権利・商品	有の場合は 内容を右記 に記入のこと	i Ami'	がに()印 (有)	別紙明細	いずれか(無) (	 C印 (有)
	歌行の意味を	フリガナ					性別	生年月日		年 月 日		申込者との続柄	ľ	商品(後	を務)等の 社 ヴィ	か問	合 せ	. 先		
	選名 保前 証					で 捺 6	男・女	自宅電話携帯電話	( )	-				版 〒106-0 - パシフィッ	fエ ・フィ・ 032 東京 ウキャピタル 721-1641	都港区六 レプラザ8	3F		店舗	
	人予定者	フリガナ 〔〒	- )			お勤め名	(4)其		公務員 (3)自 (5)パート・バ	営業 イト (6)専業		F収(税込)	J.	方 KIREIM( TEL: 01	)コールセン 20-444-6 役:吉福 優	ター 80			店	担当

月 (円) 月26日 年 月 振込

× 1 回

お客様がお申込みされる会社名

# 株式会社 サクシード

上段の書面と本申込書は、切り離さずに保管してください。

〒105-0003 東京都港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門south 11階 TEL:03-6450-1672

※クレジット契約の契約締結年月日は、 後日、あらためて書面でお知らせい たします。

	( ) お申込み年月日と同日	
役務提供	お申込み年月日と別日	
契約年月日	~ 20 年 月	$\Box$

役	務提供期	間、商品	品の引	<b>波</b> 時期	引、権利	の移	転時期
Α	年	月~	年	月(	年	月	日頃)
В	年	月~	年	月(	年	月	日頃)
С	年	月~	年	月(	年	 月	日頃)

# 本人確認事項欄

1. 運転免許証 2. パスポート 3. 健康保険証 4. 在留カード 5. 住基カード 6. 学生証

通信欄(必ず記入)	
-----------	--

●確認電話(1.携帯電話 2.自宅)

	, ты	. 17 3 113 113 113			
第1候補	月	日(	)	~	眼
第2候補	月	日(	)	~	眼
第3候補	月	日(	)	~	眼

お客様応対の品質向上のため通話を録音さ せていただくことがございます。

下記販売店は、お客様が本申込みに基づき 記入した情報(左記の※印項目欄に記載され た個人情報)を本契約の履行に関する利用 以外に、新商品・サービスに関する情報提供・ 案内のため利用することがあります。

店			
舗			
店			
	担当者氏名		

# お申込の内容

申込者(契約者を含む、以下同じ。)、連帯保証人予定者は、株式会社サクシード(以下「当社」という。)に対し、申込者が表記販売店(以下「販売店」という。)との間で締結する役務提供契約に基づき提供を受ける表記役務(以下「役務」という。)、売買契約に基づき購入する表記権利(以下「権利」という。)又は表記商品(以下「商品」といい、権利と商品を総称して「商品等」といい、役務と商品等を総称して「商品・役務等」という。)の表記現金価格合計から表記頭金を除いた額(以下「残金」という。)を、当社が申込者に代わって販売店に立替払いすることを委託し、当社はこれを受託します。

# 第1条(立替払契約及び役務提供契約等の成立時点)

- (1) 立替払契約(以下「本契約」という)は、当社が所定の手続をもって承諾し、販売店に通知した 時をもって成立するものとします。この場合、当社から申込者にその旨が通知されるものと します。尚、申込時に販売店に支払われた申込金は、本契約成立時に頭金に充当されます。
- (2)申込者と販売店との役務提供契約又は売買契約(以下「役務提供契約等」という。)は、その申込みがあった後、販売店が申込者に代わって当社に本契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から発生します。又、本契約が不成立となった場合には、役務提供契約等も本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。
- (3) 本契約が不成立のときは、申込金及び申込書は販売店から申込者に速やかに返還されるものとします。
- (4)当社は、申込者と本契約を締結する際に割賦販売法第35条の3の5第1項の調査を行い、申込者へ調査結果を書面にて交付します。尚、特定商取引法で禁止されている又は消費者契約法で契約の申込み若しくはその承諾の意思表示の取消しが認められる以下の行為が確認された場合、申込者からの申込みの受付・承諾を行いません。
  - ・重要事項の不実告知、断定的判断の提供
  - ・重要事項・不利益事実の故意の不告知・威迫・困惑
- (5)申込者は当社からの前項に関する調査に協力するものとします。

#### 第2条(役務の提供期間及び商品等の引渡し等)

本契約成立後、役務は表記期間中に、商品等は表記の時期において、それぞれ販売店から申込者に提供され、移転され、または引渡しされるものとします。

# 第3条(分割支払金の支払方法)

申込者は、残金に表記分割払手数料を加算した金額(以下「分割支払金合計」という。)を 表記支払方法により、当社に支払うものとします。

### 第4条 (商品の所有権留保・権利の譲渡等禁止に伴う特約)

- (1)商品の所有権は、当社が販売店に立替払したことにより販売店から当社に移転し、本契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されることを申込者は認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。①善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。②商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張証明してその排除に努めること。
- (2)申込者は、申込者のみが権利を行使しうることを認めるとともに、権利を質入れ、譲渡、賃貸する等の行為をせず、又、他人に権利を行使させることをしません。

### 第5条(商品の滅失・毀損の場合の責任)

申込者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに、表記支払方法により債務の履行を継続するものとします。

#### 第6条(住所等の変更届出等)

- (1)申込者および連帯保証人予定者は、住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預金口座等(以下 「住所等」という。)を変更した場合は、遅滞なく書面をもって当社に通知するものとします。
- (2)申込者および連帯保証人予定者は、前項の通知を怠った場合は、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものと当社がみなすことに異議ないものとします。但し、通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
- (3)申込者および連帯保証人予定者は、住所等の変更により表記支払方法による履行が困難となるときは、当社と事前に協議の上、当社が認める他の支払方法に変更するものとします。

#### 第7条(期限の利益の喪失)

- (1)申込者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- ①支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ③差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- ④破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを 受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
- ⑤売買契約等の目的・内容が申込者にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第 35条3の60第2項に該当する取引については、申込者が分割支払金の支払を1回でも 遅滞したとき。
- ⑥商品(権利も含む。以下同じ)の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為を したとき。
- (2)申込者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により立替払契約に基づく 債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- ①本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。

②その他申込者の信用状態が著しく悪化したとき。

#### 第8条(遅延損害金)

- (1)申込者が分割支払金の支払を遅滞したときは、当該分割支払金の支払期日の翌日から完済に至る日まで当該分割支払金の未払金額に年14.6%を乗じた金額及び分割支払金合計の残金全額に対し年6%を乗じた金額のいずれか低い金額の遅延損害金を支払うものとします。
- (2)申込者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済に至る日まで分割 支払金の未払金全額に年14.6%を乗じた金額及び分割支払金合計の残金全額に対し年 6%を乗じた金額のいずれか低い金額の遅延損害金を支払うものとします。

#### 第9条(費用等の負担)

- (1)申込者は、当社に対する分割支払金の支払いに要する費用(送金手数料)を負担するものとします。
- (2)申込者は、分割支払金の支払遅延等申込者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金する場合は、訪問集金費用として、訪問回数1回につき1,000円(税別)を別に支払うものとします。
- (3)当社が申込者に対して第7条1項①に基づく書面による催告をした場合は、申込者は当該 催告に要した費用を負担するものとします。
- (4)申込者が当社に支払う費用等について公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、申込者は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

### 第10条(商品の引取り及び評価・充当)

- (1)申込者が第7条により期限の利益を喪失したときは、当社は保留した所有権に基づき商品を引取ることができるものとします。
- (2)申込者は、当社が前項により商品を引取ったときは、申込者と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本契約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。尚、過不足が生じたときは、申込者及び当社の間で直ちに清算するものとします。
- (3)第1項の場合、申込者は商品の取外し費用を直ちに支払うものとし、商品取外し後の原状 回復費用は申込者の負担とするものとします。

#### 第11条(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

申込者は、見本・カタログ等により申込をした場合において、商品・役務等が、見本・カタログ等と相違していることが明らかなときは、販売店に役務の再提供若しくは商品等の交後を申出るか、役務提供契約等の解除をすることができるものとします。尚、役務提供契約等を解除した場合は、申込者は速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

### 第12条(支払停止の抗弁)

- (1)申込者は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・役務等について、当社への支払を停止することができるものとします。()商品の引き渡し、権利の移転又は役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ。)がないこと。(②商品に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。(③その他商品・役務等について、販売店に対して生じている抗弁事由があること。
- (2)当社は、申込者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
- (3)申込者は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4)申込者は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料を添付)を当社に提出するよう努めるものとします。又、当社が第1項の事由について調査する必要があるときは、申込者はその調査に協力するものとします。
- (5)第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。①本契約が割賦販売法の適用を受けないとき②本契約が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60署2項に該当するとき。③表記支払総額が4万円に満たないとき。④申込者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。⑤第1項①から③の事由が申込者の責に帰すべきとき。

# 第13条(特定継続的役務提供契約等の中途解約)

- (1)申込者は、申込者・販売店間の契約が、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務 提供契約(以下「特定継続的役務提供契約」という。)に該当するときには、同法に基づき、 当該特定継続的役務提供契約を将来に向かって中途解約することができます。
- (2) 前項の場合で、且つ、申込者の既払い金よりも提供役務の対価、販売店の解約手数料及び当社所定の割合で計算した経過手数料の合算額の方が多い場合は、申込者は、販売店に対し、その差額を一括して支払うものとします。但し、販売店側の責めに帰すべき事情に起因して申込者が将来の役務の提供が受けられなくなったことを理由とする場合には、申込者は、当社に対し、その差額を一括して支払うものとします。
- (3)第1項の場合で、且つ、申込者の既払い金よりも提供役務の対価、販売店の解約手数料及び 当社所定の割合で計算した経過手数料の合算額が少ない場合は、申込者は、販売店に対し、 その差額の返還を請求するものとし、当社に対して請求することはできないものとします。
- (4)申込者は、当社が販売店の請求により中途解約手続に必要な限度において、申込者が当社に支払い済みの額を当社が販売店に通知することを承諾するとともに、申込者が販売店から提供を受けた役務相当額を把握するため、販売店の申込者に対する提供済役務について、当社が申込者及び販売店に開示を求め、その内容を把握することを承諾します。
- (5)第1項の場合、申込者は、特定継続的役務提供契約に際して締結された関連商品の売買契約についても、解除することができます。この場合、申込者は、販売店との間で清算手続きを行うものとし、当社に対して売買代金の返還を求めることはできないものとします。
  (6)第1項の場合で中途解約が申込者の都合によるものである場合、申込者は、当社に対している。
- て、解約事務取扱費用として3.000円+消費税を支払うものとします。 また、中途解約時点で販売店により既に提供済みの役務に対応する金額及び当社所定の 手数料のうち、申込者が支払をしていない金額についても、申込者は当社に対して支払う ものとします。

# 第14条(早期完済における取扱い)

申込者が本契約所定の支払期間の中途で残金全額を一括で支払う場合(以下「早期完済」という。)、本契約所定の分割払手数料の減額はなく、申込者は、当社に対し、早期完済時点における残金及び本契約所定の分割払手数料全額を支払うものとします。

## 第15条(失権約款)

申込者が、本契約に基づく分割支払金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が同分割支払 金2回分の合計金額に達したときには、当社による解除の意思表示がなくとも、本契約は 当然解除され、その効力を失うものとみなします。

### 第16条(債権の担保差入れ及び譲渡の承諾等)

- (1)申込者および連帯保証人予定者は、当社が必要と認めた場合、当社が本契約から生じた債権を、金融機関・特定目的会社・債権回収会社等(以下「譲受人」という。)に対し、私および連帯保証人予定者に事前に通知することなく担保として差入れ又は譲渡すること、並びに当社が差入れまたは譲渡した債権を譲受人から再び譲り受ける事を予め承諾します。
- (2)前項の債権譲渡において会員による手続を必要とする場合は、当該手続を行うと共に契約当事者の地位を譲渡することに異議なく承諾します。

#### 第17条(連帯保証人予定者)

連帯保証人予定者は、本契約成立と同時に連帯保証人となり、本契約から生ずる一切の債務につき、私と連帯して履行の責めを負うものとします。

#### 第18条(公正承諾)

申込者および連帯保証人予定者は、当社が必要と認めた場合、申込者および連帯保証人 予定者の費用負担で本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必 要書類を当社に提出するものとします。

### 第19条(住民票取得等の同意)

申込者および連帯保証人予定者は、本申込に係る審査のため、又は途上管理に係る審査のため、若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、申込者および連帯保証人予定者の住民票を取得し利用することに同意します、尚、申込者および連帯保証人予定者は、当社が住民票の取得に際し、私との契約書の写し、当社の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものとします。

#### 第20条(合意管轄裁判所)

申込者および連帯保証人予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、申込者および連帯保証人予定者の住所地、購入地又は当社の本社、各支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

# 第21条(その他承諾事項)

申込者および連帯保証人予定者は、当社がクレジット事務代行及びこれに付随する業務をクレジット事務代行会社に委託することを、予め異議なく承諾するものとします。

# 第22条(反社会的勢力の排除)

- (1)申込者は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、且つ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者⑨その他前各号に進ずる者
- (2)申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - ①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な 言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の 信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為
- (3)申込者が第1項若しくは第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、申込者に対し、当該事項に関する調査を行い、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込者は、これに応じるものとします。
- (4)申込者が第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を締結すること、又は本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、申込者との本契約の締結を拒絶し、又は直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、申込者と、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- (5)前項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます)が生じた場合には、申込者は、これを賠償する責任を負うものとします。又、前項の規定の適用により、申込者に損害等が生じた場合にも、申込者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
- (6)第4項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

### 【お問合せ相談窓口】

- 1. 商品・役務等についてのお問い合わせ・ご相談は表記販売店にご連絡下さい。 KIREIMOコールセンター TEL: 0120-444-680
- 2. お届け事項の変更、本契約についてのお問い合わせ・ご相談・苦情及び支払停止の抗弁 に関する事項については、下記にお問い合わせ下さい。

株式会社 サクシード 総合管理部 お客様相談担当

〒105-0003 東京都港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門south 11階 TEL: 03-6450-1672 FAX: 03-6435-7728

		□ クレピコ手続済 クレジン	ッ	ト契約書(立替払)	受付番号
F	おフリガ		$\neg$	お申込年月日 西暦 20 年 月 日	承認番号
	名前(自署) フリガ	(名) (印) (1)男 西暦 年(2)女 月 日( 才	7)	特定商取引に関する法律第   受領年月日   年 月 日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	お客様がお申込みされる会社名 株式会社 サクシード 〒105-0003 東京都港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門south 11階 TEL:03-6450-1672
お	住所	ー ※住所は団地名、マンション名、アパート名まで正確にご記入ください。	<i>,</i> 1₀	A	クレジット 西暦 20 年 月 日 契約年月日
申	携帯電話	( ) 自宅電話 ( ) —		В	売買契約   ① お申込み年月日と同日   20 年 月 日
込	家賃・住宅ローン負担	日 有 無 【 ② 水	Λ.	С	役務提供期間、商品の引渡時期、権利の移転時期   A 年 月~年 月(年 月 日頃)
者	一人住まいの ご実家又はこ 先をご記入くが	(2) 子 (2) 子 (3) 子 (3) 子 (4) 子		① 現金価格合計(税込) ② 頭 金(申込金) ③ 残 金(①一②)	B 年 月~ 年 月(年 月 日頃) C 年 月~ 年 月(年 月 日頃)
	お 数 数	7リガナ 年収(税込)		④ 分割 払 手 数 料 ⑤ 分割支払金合計(③+④)	本人確認事項欄 1. 運転免許証 2. パスポート 3. 健康保険証 4. 在留カード 5. 住基カード 6. 学生証
L	先 名称	B   III		⑥支払総額(②+⑤)	通信欄(必ず記入) ●確認電話(1.携帯電話 2.自宅)
フ 民 間 会	刑が 預金者名	金融機関お届法人名義の場合は、肩書き及び代表者名までご記入下さい。	—:	お支払回数     回     お支払日     毎月26日       支払期間     年月~     年月       お支払方法     口座振替・振込	第1候補     月     日( )     ~     時       第2候補     月     日( )     ~     時       第3候補     月     日( )     ~     時
副融	金融機関名金融	銀 行・信用金庫		お支払方法   口 座 振 替 ・ 振 込   第1回分割支払金   × 1 回	· 捨印
一ゆうちょ蛆	種目二	一ド 契約種別ード 記号 (6桁目がある場合は※欄に記入ください)       番号 (右話でご記入ください)       払 26日 (金融機関体集目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選登業目の場合は選定業目の場合は選定業日の場合は、		第2回以降分割支払金	契約者(保証人)(印)
	が 通帳名義人			商品(役務)等のお問合せ先	
連帯保証人		生年月日   西暦   年   月   日 (   才)   申込者との線   日宅電話 (   )   一	7件9	株式会社 ヴィエリス 版 〒106-0032 東京都港区六本木4-8-6 パシフィックキャピタルプラザ8F TEL: 03-6721-1641 FAX: 03-6721-1642	
八予定者	ご (〒 住 所	ご職業       (1)会社員(2)公務員(3)自営業(4)契約・派遣(5)パート・バイト(6)専業主婦お勤め先名称       年収(税込		FEL: 03-0721-1041   FAX: 03-0721-1042     店   KIREIMOコールセンター   TEL: 0120-444-680   代表取締役:吉福 優   担当者]	氏名 サクシード用 B S-01

# 契約条項

契約者(申込者を含む、以下同じ。)、連帯保証人予定者は、株式会社サクシード(以下「当社」という。)に対し、契約者が表記 販売店(以下「販売店」という。)との間で締結する役務提供契約に基づき提供を受ける表記役務(以下「役務」という。)、売買 契約に基づき購入する表記権利(以下「権利」という。)又は表記商品(以下「商品」といい、権利と商品を総称して「商品等」といい、役務と商品等を総称して「商品・役務等」という。)の表記現金価格合計から表記頭金を除いた額(以下「残金」という。) を、当社が契約者に代わって販売店に立替払いすることを委託し、当社はこれを受託します。

- 第1条 (立替払契約及び役務提供契約等の成立時点)
  (1)立替払契約以下「本契約」という」は、当社が所定の手続をもって承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。この場合、販売店から契約者にその旨が通知されるものとします。尚、申込時に販売店に支払われた申込金
- とします。この場合、吸ではかったが自由に、ションのとは、本契約成立時に関係した当されます。 (2)契約者と販売店との役務提供契約又は売買契約(以下)役務提供契約等」という。)は、その申込みがあった後、販売店が契約者と販売店との役務提供契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時からが契約者に代わって当社に本契約の申込みをした時に成立するものとしますが、その効力は本契約が成立した時から、上の人は、必次を申率的を集ます数がの申記に事っておけ、よかったものと 発生します。又、本契約が不成立となった場合には、役務提供契約等も本契約の申込時に遡って成立しなかったものと
- (3) 本契約が不成立のときは、申込金及び申込書は販売店から契約者に速やかに返還されるものとします。 (4) 当社は、契約者と本契約を締結する際に割販販売法第35条の30の第11項の調査を行い、契約者へ調査結果を書面 にて交付します。倘 特定商取引法で発止されている又は消費者契約法で契約の中込み若しくはその承結の意思表 示の取消しが認められる以下の行為が確認された場合、契約者からの申込みの受付・承諾を行いません。
- ・重要事項・不利益事実の故意の不告知・威迫・困惑 (5)契約者は当社からの前項に関する調査に協力するものとします。

第2条(役務の提供期間及び商品等の引渡し等) 本契約成立後、役務は表記期間中に、商品等は表記の時期において、それぞれ販売店から契約者に提供され、移転さ れ、または引渡しされるものとします。

#### 第3条 (分割支払金の支払方法)

- 第4条(商品の所有権留保・権利の譲渡等禁止に伴う特約)
  (1)商品の所有権留保・権利の譲渡等禁止に伴う特約)
  (1)商品の所有権は、当社が販売店に立替はしたことにより販売店から当社に移転し、本契約に基づく債務が完済されるまで当社に国保されることを契約は認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。①善良なる管理をの注意をもって商品を管理し、買入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。②商品の所有権が第三者から侵害されるをそれがある場合、途やかにその旨を当社に連絡するともに、当社が商品を所有していること
- ニョルンドライスののようなであった。 を主張部則してその排除に努めること。 (2)契約者は、契約者のみが権利を行使しうることを認めるとともに、権利を質入れ、譲渡、賃貸する等の行為をせず、又、 他人に権利を行使させることをしません。

#### 第5条(商品の滅失・毀損の場合の責任)

契約者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社 に通知するとともに、表記支払方法により債務の履行を継続するものとします。

#### 第6条(住所等の変更届出等)

- (1)契約者および連帯保証人予定者は、住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預金口座等(以下「住所等」という。)を変更し た場合は、遅滞なく書面をもって当社に通知するものとします。
- に場合は、連邦化、吉朗を守て、三社に地対するやいとします。 (2)契約者およびは連特保証・分子定者は、前頃の通知を含った場合は、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達 となっても、通常到達すべきときに到達したものと当社がみなすことに異議ないものとします。但し、通知を行わな かったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。 (3)契約者および連帯保証人・予定者は、住所等の変更により表記支払方法による履行が困難となるときは、当社と事前に
- 協議の上、当社が認める他の支払方法に変更するものとします。

## 第7条(期限の利益の喪失)

- (1)契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ち に債務を履行するものとします。
- ①支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告され
- たにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 ②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。 ③差罪、仮差期、保全差罪、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- ④破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの
- ⑤売買契約等の目的・内容が契約者にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条3の60第2項に該当する取引については、契約者が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。
- ⑥商品(権利も含む。以下同じ)の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
- (2)契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により立替払契約に基づく債務について期限の利益を 失い。直方に債務を履行するものとします。 ①本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- その他契約者の信用状態が著しく悪化したとき。

- \*\*\*(大<u>保護・保育部</u>) (1)契約者が分割支払金の支払を遅滞したときは、当該分割支払金の支払期日の翌日から完済に至る日まで当該分割支 払金の未払金額に年14.6%を乗じた金額及び分割支払金合計の残金全額に対し年6%を乗じた金額のいずれか低 い金額の遅延損害金を支払うものとします。
- (2)契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済に至る日まで分割支払金の未払金全額に年 14.6%を乗じた金額及び分割支払金合計の残金全額に対し年6%を乗じた金額のいずれか低い金額の遅延損害金 を支払うものとします。

# 第9条(費用等の負担)

- (1)契約者は、当社に対する分割支払金の支払いに要する費用(送金手数料)を負担するものとします。
- (2)契約者は、分割支払金の支払遅延等申込者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金する場合は、訪問集金費用として、訪問回数1回につき1,000円(税別)を別に支払うものとします。 (3)当社が契約者に対して第7条1項①に基づく書面による催告をした場合は、契約者は当該催告に要した費用を負担す
- (4)契約者が当社に支払う費用等について公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、契約者は、当該 公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

### 第10条(商品の引取り及び評価・充当)

- (1)契約者が第7条により期限の利益を喪失したときは、当社は保留した所有権に基づき商品を引取ることができるもの
- (2)契約者は、当社が前項により商品を引取ったときは、契約者と当社が協議の上決定した相当な価格をもって本契約に 基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。尚、過不足が生じたときは、契約者及び当社の間で 直ちに消費するものとします。
- (3)第1項の場合、契約者は商品の取外し費用を直ちに支払うものとし、商品取外し後の原状回復費用は契約者の負担と

# 第11条(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

1本(兄本・ガタログ等によりするが相談による安全がの所称です) 契約者は、見本・カタログ等により申込をした場合において、商品・役務等が、見本・カタログ等と相違していることが明 らかなときは、販売店に役務の再提供若しくは商品等の交換を申出るか、役務提供契約等の解除をすることができる のとします。尚、役務提供契約等を解除した場合は、契約者は速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

#### 第12条(支払停止の抗弁)

- に主に込むき上の助力が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・役務等について、当社への支払を停止することができるものとします。①商品の引き返し、権利の移転又は役務の提供、権利の行政による役務の提供を含む。以下同じ、かないこと。②商品に破損、汚損、放便、その他の報酬があること。③その他商品・役務、後期、というでは、おいる。
- 等について、販売店に対して生じている抗弁事由があること。 (2)当社は、契約者が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
- (3)契約者は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとし
- (4)契約者は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料を添付)を当 社に提出するよう努めるものとします。又、当社が第1項の事由について調査する必要があるときは、契約者はその調査に協力するものとします。
- (5)第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。①本契

約が割賦販売法の適用を受けないとき②本契約が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第2頃に該当するとき。③表記支払総額が4万円に満たないとき。④契約者による支払いの停止が信義に戻すると認められるとき。⑤男、1項のから3の事由が契約者の責に帰すべるとなり。

#### 第13条(特定継続的役務提供契約等の中途解約)

- (1)契約者は、契約者・販売店間の契約が、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約(以下「特定継続 的役務提供契約」という。)に該当するときには、同法に基づき、当該特定継続的役務提供契約を将来に向かって中途 解約することができます。
- (2)前項の場合で、且つ、契約者の既払い金よりも提供役務の対価、販売店の解約手数料及び当社所定の割合で計算し (2月) 現場の場合に、上、大学時では熱い、強心とないなが、対論、飲い高いデッジを対象が、対しています。但、販売店に対し、での書館を一括して支払うもします。但し、販売店間の青めに帰すべき事情に起因して契約者が将来の役務の提供が受けられなくなったことを理由とする場合には、契約者は、当社に対し、その差額を一括して支払うものとします。 (3)第11頁の場合で、且つ、契約者の既払い金よりも提供役務の対価、販売店の解約手数料及び当社所定の割合で計算し
- た経過手数料の合算額が少ない場合は、契約者は、販売店に対し、その差額の返還を請求するものとし、当社に対して 請求することはできないものとします。
- (4)契約者は、当社が販売店の請求により中途解約手続に必要な限度において、契約者が当社に支払い済みの額を当社が販売店に通知することを承諾するとともに、契約者が販売店の追集性を受けた役務相当額を把握するため、販売店 の契約者に対する提供済役務について、当社が契約者及び販売店に開示を求め、その内容を把握することを承諾しま
- (5)第1項の場合、契約者は、特定継続的役務提供契約に際して締結された関連商品の売買契約についても、解除するこ とができます。この場合、契約者は、販売店との間で清算手続きを行うものとし、当社に対して売買代金の返還を求め
- (6)第1項の場合で中途解約が契約者の都合によるものである場合、契約者は、当社に対して、解約事務取扱費用として (第1項ン物ロン・アルアがルス・アレーン・ロース 3,000円・消費税を支払ものとします。また、中途解約時点で販売店により既に提供済みの役務に対応する金額及び当社所定の手数料のうち、契約者が支払をしていない金額についても、契約者は当社に対して支払うものとします。

#### 第14条(早期完済における取扱い)

契約者が本契約所定の支払期間の中途で残金全額を一括で支払う場合(以下「早期完済」という。)、本契約所定の分割払手数料の減額はなく、契約者は、当社に対し、早期完済時点における残金及び本契約所定の分割払手数料全額を 支払うものとします。

○第八分間を紹介 契約者が、本契約に基づく分割支払金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が同分割支払金2回分の合計金額に達し たときには、当社による解除の意思表示がなくとも、本契約は当然解除され、その効力を失うものとみなします。

#### 第16条(債権の担保差入れ及び譲渡の承諾等)

- (1)契約者および連帯保証人予定者は、当社が必要と認めた場合、当社が本契約から生じた債権を、金融機関・特定目的会社・債権回収会社等(以下)譲受人」という。)に対し、契約者および連帯保証人予定者に事前に通知することなく担 保として差入れ又は譲渡すること、並びに当社が差入れまたは譲渡した債権を譲受人から再び譲り受ける事を予め承
- (2)前項の債権譲渡において会員による手続を必要とする場合は、当該手続を行うと共に契約当事者の地位を譲渡する とに異議なく承諾します。

### 第17条(連帯保証人予定者)

連帯保証人予定者は、本契約成立と同時に連帯保証人となり、本契約から生ずる一切の債務につき、契約者と連帯し て履行の責めを負うものとします。

契約者および連帯保証人予定者は、当社が必要と認めた場合、契約者および連帯保証人予定者の費用負担で本契約 こつき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

#### 第19条(住民票取得等の同意)

契約者および連帯保証人予定者は、本申込に係る審査のため、又は途上管理に係る審査のため、若しくは債権管理の ために、当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票を取得し利用することに同意します。尚、契約者および連帯保 証予定者は、当社が住民票の取得に際し、契約者および連帯保証人予定者にの契約書の写し、当社の債権の状況を 証する資料、その他を付条件とされた資料を行政機関に提出するごとは異議ないものとします。

契約者および連帯保証人・予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、契約者および連帯 保証人・予定者の住所地、購入地以当社の本社、各支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所を第一番の合意管 轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第21条(その他承諾事項)

第22年のようでは一般では、当社がクレジット事務代行及びこれに付随する業務をクレジット事務代行会社に委託することを、予め異議なく承諾するものとします。

#### 第22条(反社会的勢力の排除)

- (1)契約者は、契約者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、且つ、将来にわたっても該当しないことを確約するものと
- USタカ団②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ②特殊知能暴力集団等◎前各号の共生者②その他前各号に準する者 (2)契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 ①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる
- 行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑥その他 前各号に準ずる行為
- (3)契約者が第1項若しくは第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、契約者に対し、当該事項に関する調査を行い、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、契約者は、これに応じるものとします。
- (4)契約者が第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の 申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって 本等がを締結すること、又は本契列を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、契約者との女 契約の締結を拒絶し、又は直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、契約者は、当然に開版の利益を失い、 当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。 当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。 (5)前項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下[損害等]といいます)が生じた場合には、契約者は、これを
- 賠償する責任を負うものとします。又、前項の規定の適用により、契約者に損害等が生じた場合にも、契約者は、当該
- 損害等について当社に請求をしないものとします。 (6)第4項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは 本契約の関連条項が適用されるものとします。

# 個人情報の取扱いに関する同意条項

#### 第1条(個人情報の収集・利用・保有)

「無く個人情報の収集・利用・保有) 契約者(他人情報の収集・利用・保有) 契約者(他人者、連帯保証人を含む。以下同じ。)は、株式会社サクシード(以下、「当社」といいます。) との本契約(本申込を含みます。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含みます。以下、「個人情報」といいます。)を表契約の与信念らびに与信後の管理(以下、件せて「与信業券」といいます。)のため、当社が保護措置を講じたうえで収集・利用し、当社が定める)相当な明間保有することに同意します。
○ 属性情報、本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先内容、家族構成、住居状況等、契約者の属性(変更情報を含みます。)に関する情報とします。

ただし、転居先調査のために必要がある場合には本籍地情報を収集、利用することがあります。

②契約情報・契約の種類・申込日、契約日、利用日、商品名・役務名・権利名およびその数量・期間・回数、契約金額、分割

手数料、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等
 ③取引情報:本契約に関する利用発感、月々の逐消状況等、取引の現在の状況および履歴その他取引の内容
 ④支払能力判断情報: 契約者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状

⑤本人確認情報:契約者の運転免許証、バスポート、健康保険証、住民票等の写し、その他公的機関が発行する書類に

記載された事項 ⑥映像・音声情報:個人の肖像・音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの 公開情報:官報、電話帳、住宅地図等に公開されている情報

製約者は、当社が当社のクレジット事業、集金代行事業、融資事業、保証事業およびその他金融サービス事業における以下(1)および(2)の目的のために第1条①②③⑤の個人情報、以下(3)の目的のために第1条①②③⑤⑥を利 用することに同意します。

- (1)当社内部における市場調査および分析、ならびに金融商品等およびサービスの研究・開発 (2)お客さま向け企画・宣伝・印刷物の送付または電話等によるサービスのご案内

- (3)契約または法律に基づく権利の行使、義務の履行 2. 契約省は、当社が本契約に基づく当社の集務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を 当該業務委託先に振覧することに同意します。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)
1. 契約者は、当社が契約者の支払能力・返済能力の調査のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力) に関する情報の収集および当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下、「加盟先機関」といいる す。) および加盟先機関と提携する個人信用情報機関(以下、「提携先機関)といいます。)に照会し、契約者に関する個人情報が登録されている場合は、当社がそれを利用することに同感します。 2. 加盟先機関の名称、住所、電話番号は以下のとおりです。

名 称:株式会社シー・アイ・シー(略称:CIC) (割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

# お問合せ先:0120-810-414

# ホームページ(http://www.cic.co.jp/)

契約者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が加盟先機関に、以下に定める期間登録され、加盟先機関および提携先機関の加盟会員により契約者の支払能力・返済能力の調査のために利用されることに同意します。

項目 会社名	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
本契約に係る申し込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

4. 当社が加盟する個人信用情報機関(株)シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。 ①名

新:全国銀行個人信用情報センター(略称:KSC)所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先:03-3214-5020 ホームページ(http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)

称:株式会社日本信用情報機構(略称:JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

所: 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

お問合せ先:0570-055-955 ホームページ(http://www.iicc.co.ip/)

5. 上記2に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。 

6. 契約者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行うた場合、その情報が加盟先機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、また、加盟先機関の加盟会員に提供されることに同意します。

#### 第4条(個人情報の提供・利用)

契約者は、当社が以下の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供することおよび当該 第三者が提供の趣旨に従った以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

金融機関、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下、これらを総称して「金 融機関等」といいます。)

第三者の利用目的: 第二日のが同日に別でいます。 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡および担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権ならびに権利の保全、管理、変更および行使のため。 提供する個人情報: 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(2)提供する第三者:契約者が利用する販売店(役務提供事業者)

- ①本契約および商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく契約者に対するサービスの履行、権利の行 使、紛議等の防止および調査・解決のため。
- ②本契約の精算のため。
- ③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。
- ④商品開発、市場動向調査研究のため

### 提供する個人情報:第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲

### 第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 契約者は、当社が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で当社に対して自己の個人情報を開示するよう求める ことができます。なお、当社に開示を求める場合には、第9条のお問合せ先にご連絡ください。開示請求手続き(受付

窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。 ただし、当社または第三者の営業秘密・ノウハウに関する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内 部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な 実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判 断した個人情報については、開示しないものとします。

2. 当社の保有する契約者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正ま たは削除に応じるものとします。

ただし、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。 3. 当社が加盟先機関に提供した個人情報の開示を求める場合には、第3条の当該加盟先機関に連絡してください。

#### なお、開示・訂正・削除については、当該加盟先機関の定めに従うものとします。 第6条(木同音条項に不同音の提合)

当社は、契約者が、本契約に必要は申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のも のを含みます。)の内容の全部もしくは一部に同意できない場合は、本契約の締結を断ること、または当社で解約の手

続きをとることができるものとします。 ただし、第2条1項(2)に同意しない場合でも、当社は、これのみを理由に本契約をお断りすることはありません

# 第7条(利用中止の申出)

契約者は、第2条 1項(2)の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。

ただし、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含みます。)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

# 第8条(本契約が不成立の場合)

★(本>を30-7/mは10/%=01) 本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第3条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定 期間利用されまずが、それ以外に利用されることはありません。 なお、第1条の当社が収集、保有した申込書などの個人情報についても、第3条3.に示す期間保有し、保存期間の終了 なお、第1条の当社が収集、保有した申込書などの個人情報についても、第3条3.に示す期間保有し、保存期間の終了 により破棄いたします。

# 第9条(お問合せ・ご相談窓口)

1. 本条項に関するお問合せおよび第5条の開示・訂正・削除の請求ならびに第7条の利用中止の申出、その他個人情報 に関する苦情やご相談等につきましては、以下の「お問合せ相談窓口」にお申出ください。

【お問合せ相談窓口】 株式会社サクシード 総合管理部 お客様相談担当

〒105-0003 東京都港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門south 11階 TEL: 03-6450-1672 FAX: 03-6435-7728 (受付時間:平日 AM11:00~PM7:00)

個人情報保護管理者:経営管理本部担当役員

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

		*	<u></u> 的 方		梢	式会	社サク	シード	8	0 2 2	5 0					
お 申	お名前(自署)	フリガナ (姓)			(名)					性 別 (1)男 (2)女	生 西暦 月		月 日(	日 年 才)		[j
辽	ご住所	フリガナ 〔〒	_	)					*住所は	団地名、マンショ	ン名、アパートジ	 名まで正6	<b>雀</b> にご記 <i>。</i>	 入ください。		
	携	帯電話 (		)	-	_		自宅電話	(	)		_				
金 私預算1. 2.	開 支口口銀い振き	座振替規定 <b>座振替規定</b> 行(金庫・組 。この場合、 替日におい は、私に通知	金を預金 を承認の ( <b>ゆうちょ</b> 合)に請 預金規定 て請えること	<b>預金口</b> 口座振替によっ うえ依頼します <b>:銀行を除く)</b> 求書が送当座勘 きまたは当座勘 きまた、請求等を ささは、私から銀	oて、代系 。(自動 1たとき 定規定に 金口座が を返却し	金回収受払込みでは、私にこかかわいら払戻てもさし	受託会社「みの場合を除っ 通知するこうらず、預金減 ですことのでいっかえあり	ずほファクタ く) ことなく、請す 通帳、同払戻 きる金額(当 ません。	文書記載 清座貸起	(会社」を通じ 金額を預金[ の提出または を利用できる	・で支払うご ・で支払うご ・で支払うご ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 落しの 張出しは 金額を含	うえ支持 しませ 含む。)	払って下さ ん。 をこえると	<u> </u>	
〈k	あり この	りません。 D預金口座 5よ銀行をご	長替につし	があるときは、と いてかりに紛議 場合は自動払込 代金	が生じて	も、銀行が適用で	f(金庫・組合 されます。) <b>:社 み</b> 3	計)の責めによ <b>ずほファ</b> :	る場合 <b>クター</b>		金庫·組合) 	には迷	惑をか金融を		-	
間金融機関一ゆうちょ銀行	金口座	者名 金融機	契約種別コ	]ード 記号 (6桁目が	店番号		支店出張所振替	預金種目(ど) 1. 普通 日 <b>26</b>	5か-方をOE 2. 当座 日(金i 5話でごご 払込ダ	□ □座番号 (乳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学のみ右詰でご記 ヨの場合は 払 し は は は は は は は は は は は は は	スください。 ・翌宮第 6日 関体業日のり アロックでは、 番名	<u>)</u> 美日) ゆうちょ	銀行へのお届印		
金融機関個用欄		不備返記 1.預金取記 2.記載事取 (店名、相談 1.子の他( 備 考)	引なし 頁等相違 金種目、 韋		☑名義)	段 句鑑兒	印	www.cist.cist.cist.cist.cist.cist.cist.cist	5-8694 03-6688	日 附 印 日本郵便 中野:3-3274(株式会クター株式	社キュービタ:	ス内)		近日専用	■ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	必ず甲ン重して下さい。」お肩Eナイ魚町の場合

受付番号			
承認番号			

# 【預金口座振替依頼書のご記入にあたって】

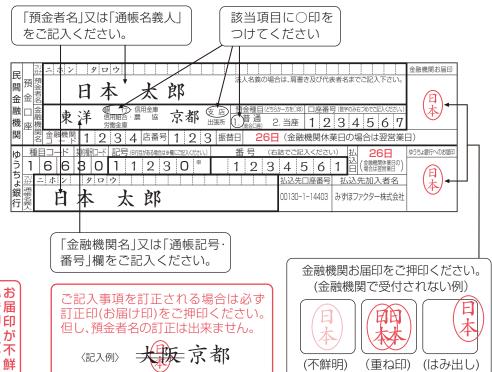
- (1) 通帳をもとに正しくご記入のうえ、必ず「金融機関お届け印」をご押印ください。 ご記入・ご押印箇所に不備がありますと、振込によるお取扱いとなります。
- (2) 口座は、原則としてご契約者本人の口座でお願いします。
- (3) ご記入事項を訂正される場合には、訂正箇所へ「訂正印(金融機関お届印)」が必要です。 但し、預金者名の訂正は出来ません。
- (4) 「貯蓄預金口座」は、ご利用になれません。
- (5) 口座名義人が法人の揚合には、「金融機関へのお届けの正式名称」でご記入ください。

[例] 株式会社の揚合、法人名の後に代表役職名と代表者名が必要です。

「株式会社□□ 代表取締役○○ ○○」

(代表者名)

# 〈ご記入例〉



# 個人情報の取扱いに関する同意条項(2)

# 連帯保証人予定者様用

# 第1条(個人情報の収集・利用・保有)

連帯保証人(予定者を含む。以下同じ)は、株式会社サクシード(以下、「当社」といいます。)との本契約(本申込を含みます。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含みます。以下、「個人情報」といいます。)を、本契約の与信ならびに与信後の管理(以下、併せて「与信業務」といいます。)のため、当社が保護措置を講じたうえで収集、利用し、当社が定める)相当な期間保有することに同意します。

- ①属性情報:本申込時に記載·入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先内容、家族構成、住居状況等、連帯保証人の属性(変更情報を含みます。)に関する情報とします。
- ただし、転居先調査のために必要がある場合には本籍地情報を収集、利用することがあります。
- ②契約情報·契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名·役務名·権利名 およびその数量・期間・回数、契約金額、分割手数料、支払回数、毎月の支 払額、支払方法、振替口座等
- ③取引情報: 本契約に関する利用残高、月々の返済状況等、取引の現在の 状況および履歴その他取引の内容
- ④支払能力判断情報:連帯保証人の資産、負債、収入、支出、本契約以外に 当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等
- ⑤本人確認情報:連帯保証人の運転免許証、パスポート、健康保険証、住民 票等の写し、その他公的機関が発行する書類に記載された事項
- ⑥映像·音声情報:個人の肖像·音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの
- ⑦公開情報:官報、電話帳、住宅地図等に公開されている情報

# 第2条(個人情報の与信業務以外の利用)

- 1. 連帯保証人は、当社が当社のクレジット事業、集金代行事業、融資事業、保証事業およびその他金融サービス事業における以下(1)および(2)の目的のために第1条①②③⑥の個人情報、以下(3)の目的のために第1条①②③⑤⑥を利用することに同意します。
- (1)当社内部における市場調査および分析、ならびに金融商品等および サービスの研究・開発
- (2)お客さま向け企画・宣伝・印刷物の送付または電話等によるサービスの ご案内
- (3)契約または法律に基づく権利の行使、義務の履行
- 2. 連帯保証人は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託するでとに同意します。

# 第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

- 1. 連帯保証人は、当社が連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のため、 当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集 および当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下、「加 盟先機関」といいます。) および加盟先機関と提携する個人信用情報機関 (以下、「提携先機関」といいます。)に照会し、連帯保証人に関する個人情 報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。
- 2. 加盟先機関の名称、住所、電話番号は以下のとおりです。
  - - (割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)
  - 住 所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7
    - 新宿ファーストウエスト15階
  - お問合せ先:0120-810-414 ホームページ(http://www.cic.co.jp/)
- 3. 連帯保証人は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が加盟先機関に、以下に定める期間登録され、加盟先機関および提携先機関の加盟会員により連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のために利用されることに同意します。

項目 会社名	株式会社シー・アイ・シー(CIC)
本契約に係る申し込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

- 4. 当社が加盟する個人信用情報機関(株)シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。
  - ①名 称:全国銀行個人信用情報センター(略称:KSC)
  - 住 所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 お問合せ先:03-3214-5020

ホームページ(http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)

- ②名 称:株式会社日本信用情報機構(略称:JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)
- 住 所:〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 お問合せ先:0570-055-955 ホームページ(http://www.jicc.co.jp/)
- 5.上記2に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等 の記号番号等本人を特定するための情報、等。

契約の種類、契約日、契約額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。

利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

6.連帯保証人は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が加盟先機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、また、加盟先機関の加盟会員に提供されることに同意します。

# 第4条(個人情報の提供・利用)

連帯保証人は、当社が以下の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な 保護措置を講じた上で提供することおよび当該第三者が提供の趣旨に従っ た以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1)提供する第三者:

金融機関、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、 債権回収会社(以下、これらを総称して「金融機関等」といいます。) 第三者の利用目的:

当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡および担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権ならびに権利の保全、管理、変更および行使のため。

提供する個人情報:第1条の個人情報のうち必要な範囲。

- (2)提供する第三者:連帯保証人が利用する販売店(役務提供事業者) 第三者の利用目的:
- ①本契約および商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく連帯 保証人に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止および調 査・解決のため。
- ②本契約の精算のため。
- ③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。
- ④商品開発、市場動向調査研究のため。

提供する個人情報:第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。

# 第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 連帯保証人は、当社が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で当社 に対して自己の個人情報を開示するよう求めることができます。なお、当 社に開示を求める場合には、第9条のお問合せ先にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

ただし、当社または第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。

2. 当社の保有する連帯保証人の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

ただし、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。

3. 当社が加盟先機関に提供した個人情報の開示を求める場合には、第3条 の当該加盟先機関に連絡してください。

なお、開示・訂正・削除については、当該加盟先機関の定めに従うものとします。

# 第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、連帯保証人が、本契約に必要な申込書等記載事項の記入、申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含みます。)の内容の全部もしくは一部に同意できない場合は、本契約の締結を断ること、または当社で解約の手続きをとることができるものとします。

ただし、第2条1項(2)に同意しない場合でも、当社は、これのみを理由に本契約をお断りすることはありません。

# 第7条(利用中止の申出)

連帯保証人は、第2条1項(2)の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。

ただし、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含みます。)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

# 第8条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は第3条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

なお、第1条の当社が収集、保有した申込書などの個人情報についても、第3条3.に示す期間保有し、保存期間の終了により破棄いたします。

# 第9条(お問合せ・ご相談窓口)

1.本条項に関するお問合せおよび第5条の開示・訂正・削除の請求ならびに第7条の利用中止の申出、その他個人情報に関する苦情やご相談等につきましては、以下の「お問合せ相談窓口」にお申出ください。

【お問合せ相談窓口】

株式会社サクシード 総合管理部 お客様相談担当 〒105-0003 東京都港区西新橋3-13-7 VORT虎ノ門south 11階

TEL: 03-6450-1672 FAX: 03-6435-7728

(受付時間:平日 AM11:00~PM7:00)

個人情報保護管理者:経営管理本部担当役員

## 第10条(条項の変更)

本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。